

**土壤汚染対策法第4条第1項
一定規模以上の土地の形質の変更の届出
Q & A**

**宮崎県環境森林部環境管理課
最終更新 令和4年3月**

このQ Aは環境省のQ A等をもとに作成しています。環境省のQ A更新に伴い内容が変更されることがあります。

目次

1 届出者と届出期限について	ページ
Q 1－1 届出は誰が行うべきですか？-----	1
Q 1－2 届出期限の短縮は可能ですか？-----	1
Q 1－3 届出後30日経過した後は、工事に着手しても良いですか？-----	1
2 届出の対象・要件等について	
Q 2－1 どのような行為を行う場合に届出が必要ですか？-----	1
Q 2－2 どこまでを一つの届出対象とすれば良いですか？-----	2
Q 2－3 盛土のみの場合は届出が必要ですか？-----	2
Q 2－4 河川、海、湖等の浚渫行為は届出が必要ですか？-----	2
Q 2－5 届出が不要とされている、農業を営むために通常行われる行為はどのような行為を指しますか？-----	3
Q 2－6 非常災害のために必要な応急処置として行う行為は届出が不要とのことです、具体的にどのような行為を指しますか？-----	3
Q 2－7 林業の用に供する作業路網の整備については、届出対象外となっていますが、具体的な判断基準は何ですか？-----	3
Q 2－8 杭を打つ、設置する行為も届出の対象として面積に含める必要がありますか？-----	3
Q 2－9 掘削して埋め戻す行為は届出が必要ですか？-----	4
Q 2－10 川岸で砂利を採取する行為は届出が必要ですか？-----	4
3 土地の形質変更面積や掘削の深さの考え方	
Q 3－1 掘削面積の考え方-----	4
Q 3－2 掘削土壤を一時的に仮置きする場合、その場所も盛土する場所として面積に含める必要がありますか？-----	4
Q 3－3 開発予定地において、ため池が一定の面積を占めている場合、形質変更面積に含める必要がありますか？-----	4
Q 3－4 土地の形質の変更に係る部分の深さについては、どのような考え方ですか？-----	5
Q 3－5 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm未満の場合は、届出は不要で	

すか？-----5

Q 3－6 アスファルト舗装されている土地の形質の変更に係る部分の深さについては、どのような考え方ですか？-----5

4 届出書類の作成について

Q 4－1 平面図、立面図及び断面図は省略できますか？-----6

Q 4－2 届出者と形質変更対象地の所有者等が異なる場合の同意書は省略できますか？-----6

Q 4－3 平面図はどのようなものを提出すれば良いですか？-----6

Q 4－4 土地の利用履歴はどのようなものを提出すれば良いですか？-----6

Q 4－5 届出に係る土地の地番及び所有者等一覧については、どのようなものを作成すれば良いですか？-----6

Q 4－6 土地の形質の変更に着手する 30 日前時点で、土地の形質の変更範囲が確定していない場合はどのように届出を行えば良いですか？-----7

Q 4－7 工事計画表はどのようなものを作成すれば良いですか？-----7

Q 4－8 土地の形質の変更を行おうとする範囲が隣接県や宮崎市の管轄する土地にまたがる場合、届出はどのように行えば良いですか？-----7

5 届出後の対応について

Q 5－1 調査命令が出される場合の流れを教えてください。-----8

Q 5－2 調査命令が出される場合は、誰に対して出されますか？-----8

Q 5－3 調査命令の対象となる土地の「所有者等」とは、誰をさしますか？---8

Q 5－4 調査命令を受けた場合どのように調査する必要がありますか？-----8

Q 5－5 指定調査機関はどのように探せば良いですか？-----8

6 その他

Q 6－1 変更届出の制度はありますか？-----9

このQ Aにおいての用語定義は以下のとおりです。

法…土壤汚染対策法

規則…土壤汚染対策法施行規則

令…土壤汚染対策法施行令

施行通知…平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号環境省水・大気環境局長

通知「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」

手引き…土壤汚染対策法第4条第1項一定規模以上の土地の形質の変更の届出手引き（宮崎県作成）

1 届出者と届出期限について

Q 1－1 届出は誰が行うべきですか？

A 1－1 土地の形質の変更をしようとする者が届出を行います。「しようとする者」とは、その施行に関する計画の内容を決定する者を指し、一般的には請負者ではなく発注者が該当します。

【施行通知の記書き第3の2（2）②】

Q 1－2 届出期限の短縮は可能ですか？

A 1－2 できません。土地の形質の変更に着手する日の30日前までに必ず届出を行ってください。ここでいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、届出期限には契約事務や設計等の準備行為は含まれません。工事の計画は、あらかじめ届出に要する30日間を考慮したうえで立ててください。なお、民法第140条の規定に基づき、届出日当日は期間に算入しませんので注意してください。

Q 1－3 届出後30日経過した後は、工事に着手しても良いですか？

A 1－3 構いません。調査命令が不要と判断された場合の通知等は発出されません。

2 届出の対象・要件等について

Q 2－1 どのような行為を行う場合に届出が必要ですか？

A 2－1 土地の形質の変更面積（掘削・盛土等の合計面積）が3,000m²以上である工事が対象となります。ただし、現に有害物質使用特定施設（※）が設置されている事業場等の敷地又は法第3条第1項に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る事業場等の敷地（同項本文の報告をした工場等の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除きます。）で形質の変更を行う場合は900m²以上で届出が必要となります。

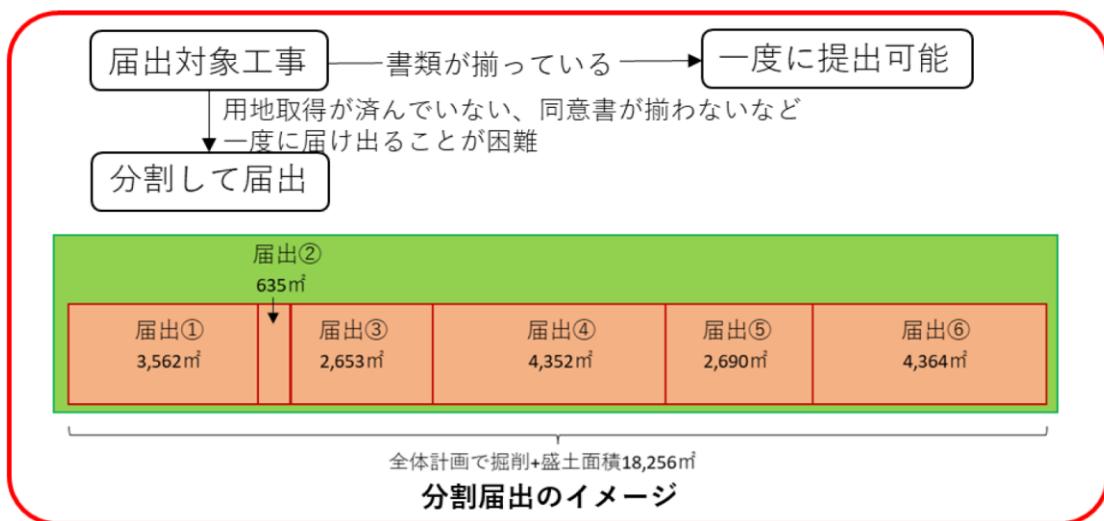
【法第4条第1項、規則第22条】

（※）水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質を使用・製造・処理するものを指します。特定施設の設置届出状況は県のホームページ（みやざきの環境）でも公表しています。

Q 2－2 どこまでを一つの届出対象とすれば良いですか？

A 2－2 同一の事業計画・目的において行われる工事についてまとめて一つの届出をお願いします。ただし、一つの事業計画が数年にわたるなど、一度に計画全区域について届出を提出することが困難な場合、工区ごとや用地取得が完了した区域ごと、同意書のとりまとめが完了した区域ごとなどで分割して届出を出すことも可能です。なお、工区ごとの工事面積が3,000m²未満であっても、一連の工事の合計面積が3,000m²を超える場合は届出対象となるのでご注意ください。

【施行通知の記書き第3の2（2）①】



Q 2－3 盛土のみの場合は届出が必要ですか？

A 2－3 盛土のみで掘削を伴わない場合は、届出は必要ありません。

【施行通知の記書き第3の2（2）①】

Q 2－4 河川、海、湖等の浚渫行為は届出が必要ですか？

A 2－4 水底を掘削する浚渫行為は届出の対象外となります。ただし、河川等の一部であっても、地上に露出している部分を掘削する場合は届出の対象となります。水位変動等により、地上部分と水底部分の境界が判然としない場合は、地上部分を広めに捉えて、面積要件の判断をしてください。

【環境省 QA 参照】

Q 2－5 届出が不要とされている、農業を営むために通常行われる行為はどのような行為を指しますか？

A 2－5 農地等(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地をいう。)において、農業者等によって日常的に反復して行われる軽易な行為を指し、具体的には耕起、収穫等とされています。なお、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と同視することができるものは届出が必要となります。

【施行通知の記書き第3の2(2)①ア】

Q 2－6 非常災害のために必要な応急措置として行う行為は届出が不要とのことです、具体的にどのような行為を指しますか？

A 2－6 災害が発生した後に、応急的に行われる工事と考えてください(例：土砂崩れにより寸断した道路の応急的な復旧作業)。応急工事完了後に行われる本復旧工事は応急措置とはみなされず、面積が要件を超える場合は届出が必要です。

【法第4条第1項第3号】

Q 2－7 林業の用に供する作業路網の整備については、届出対象外となっていますが、具体的な判断基準は何ですか？

A 2－7 林業の用に供する作業路網は木材を道路まで運搬する通路を指し、林道は含まれません。「林業の用に供する作業路網の整備」とは、①通常、土地の形質の変更を伴うものであったとしても、木材の搬出時期や労務の投入時期等により30日前に着手する日が決まるものではないこと、②当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壤の搬出を伴わないこと、③そのための掘削が通常帶水層に接しないと考えられることから、その行為の都度届出をすることの合理性が認められず、類型的に法第4条第1項の届出の例外としているものです。

【環境省 QA 参照】

Q 2－8 杭を打つ・設置する行為も届出の対象として面積に含める必要がありますか？

A 2－8 杭を打つ行為も土地の形質の変更と見なし、面積が届出要件を超える場合は届出が必要となります。

【環境省 QA 参照】

Q 2－9 掘削して埋め戻す行為は届出が必要ですか？

A 2－9 面積が届出要件を超える場合は届出が必要となります。

Q 2－10 川岸で砂利を採取する行為は届出が必要ですか？

A 2－10 砂利を採取する行為により、土地の形状が変更されることから、法第4条第1項の土地の形質の変更にあたります。

【環境省 QA 参照】

3 土地の形質変更面積や掘削の深さの考え方

Q 3－1 掘削面積の考え方は？

A 3－1 掘削深度に関係なく、実際に掘削が行われる土地の水平投影面積で算定します。トンネル工事等で地表面以外の部分を掘削する場合は、開口部の水平投影面積が要件となります。掘削により生じた土壌を盛土材料として利用する場合は盛土として面積要件に含めてください。

例) 急傾斜地崩壊対策工事のため、法面工事を実施する場合

→山の斜面の面積ではなく、掘削部を水平投影した面積を掘削面積とする。

【施行通知の記書き第3の2（2）①、環境省 QA 参照】

Q 3－2 掘削土壌を一時的に仮置きする場合、その場所も盛土する場所として面積に含める必要がありますか？

A 3－2 仮置きする場合も盛土に該当しますので、土地の形質の変更面積に含めてください。シートや鉄板で養生し、地面と接触しないように仮置きする場合も同様です。

【環境省 QA 参照】

Q 3－3 開発予定地において、ため池が一定の面積を占めている場合、形質変更面積に含める必要がありますか？

A 3－3 ため池の水底の土砂は底質にあたり、法の適用対象となりません。水位が変動する場合は、広めに届け出るようにしてください。

【環境省 QA 参照】

Q 3－4 土地の形質の変更に係る部分の深さについては、どのような考え方ですか？

A 3－4 斜面の掘削深度については、鉛直方向で考えます。

【環境省 QA 参照】

Q 3－5 土地の形質の変更に係る部分の深さが 50cm 未満の場合は、届出は不要ですか？

A 3－5 掘削深さの最深部が 50cm 未満の場合、土壤の飛散・流出がなく、かつ、形質の変更を行う土地からの掘削土壤の搬出がない場合は届出は不要です。

- ・最深部が 50cm 以上ある→届出が必要
- ・最深部が 50cm 未満だが、飛散・流出又は区域外への搬出がある
→届出が必要
- ・最深部が 50cm 未満であり、飛散・流出又は区域外への搬出がない
→届出不要

【規則第 25 条第 1 項第 1 号】

Q 3－6 アスファルト舗装されている土地の形質の変更に係る部分の深さについては、どのような考え方ですか？

A 3－6 現在の地表面からの深さとしてください。アスファルト舗装されている場合は、アスファルト舗装面からの深さになります。

また、アスファルト面のみを剥がし、原地盤の形質を変更しない場合は、土地の形質の変更にあたりません。ただし、アスファルト面よりも深く掘削し、原地盤の形質が変更される場合は、土地の形質の変更にあたります。

【環境省 QA 参照】

4 届出添付書類の作成について

Q 4－1 平面図、立面図及び断面図は省略できますか？

A 4－1 法定書類となっていますので省略できません。

【規則第 23 条第 2 項第 1 号】

Q 4－2 届出者と形質変更対象地の所有者等が異なる場合の同意書は省略できますか？

A 4－2 法定書類となっていますので省略できません。届出書類を審査した結果、土壤汚染のおそれがあり、調査が必要と判断された場合の調査命令は、届出者（発注者等）ではなく、「土地の所有者等」に対して発出されます。

【規則第 23 条第 2 項第 2 号】

Q 4－3 平面図はどのようなものを提出すれば良いですか？

A 4－3 堀削部分と盛土部分を区別して明示した図面を提出してください。審査の結果、土壤汚染のおそれがあり、調査が必要と判断された場合は、届け出られた範囲のうち、堀削部分の土地について調査命令が発出されます。また、届出の審査において、形質変更の対象となる土地の所在地と範囲を確認する必要がありますので、平面図上には地番と土地の境界（筆境界）も明示してください。詳しくは手引きを参照してください。

Q 4－4 土地の利用履歴はどのようなものを提出すれば良いですか？

A 4－4 当該土地の土壤汚染のおそれについての参考情報となりますので、分かる範囲で記載してください（任意様式です）。同じ土地利用状況であれば、一筆ごとに分けて記載する必要はありません（「対象地は〇〇年まですべて山林」といった一言でも構いません）。施設等があった土地の場合は、少なくとも何の施設であるか（「〇〇年まで△△生コンが立地していた」等）を記載してください。

Q 4－5 届出に係る土地の地番及び所有者等一覧については、どのようなものを作成すれば良いですか？

A 4－5 届出に係る土地の地番とその地番に対応する所有者等を一覧としてください。平面図の地番と齟齬がないようにしてください。手引きに作成例を示していますので参照してください。

Q 4－6 土地の形質の変更に着手する 30 日前時点で、土地の形質の変更範囲が確定していない場合はどのように届出を行えば良いですか？

A 4－6 工事途中の計画変更などで面積が変わった場合でも届け出た範囲内に収まるように、広めに届出をするようにしてください。

【環境省 QA 参照】

Q 4－7 工事計画表はどのようなものを作成すれば良いですか？

A 4－7 同意書が揃わない等の理由から、一届出対象工事を複数回に分けて届け出る場合（Q 2－2 参照）に添付が必要となります。一回の届出で済む場合は添付不要です。以下の項目が分かるように記載してください。手引きに作成例を提示していますので参考してください。

- 1) 工事（事業）名
- 2) 工事（事業）全体の期間…届出時点の計画期間
- 3) 工事（事業）全体の形質変更面積…届出時点の計画面積
- 4) 今回の届出に係る工区についての形質変更着手予定年月日及び形質変更面積

Q 4－8 土地の形質の変更を行おうとする範囲が隣接県や宮崎市の管轄する土地にまたがる場合、届出はどのように行えば良いですか？

A 4－8 宮崎県知事宛てに出す届出書と同じ内容の届出書を隣接県の知事又は市長にも対して提出してください。

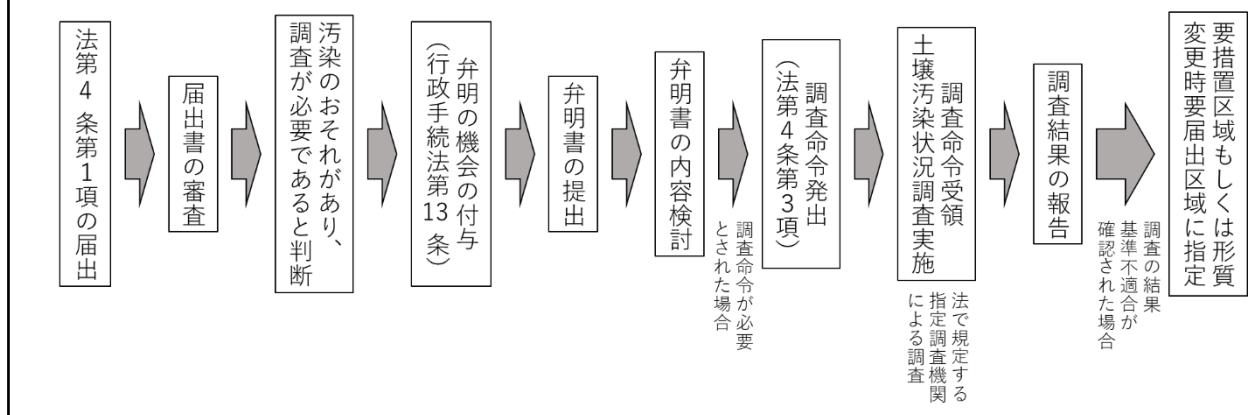
例えば、宮崎市と国富町にまたがる工事を実施する場合は、同じ内容の届出書を宮崎市環境指導課と宮崎県中央保健所に届け出ことになります。自治体によって添付書類等が異なる場合がありますので、事前に確認をお願いします。

【環境省 QA 参照】

5 届出後の対応について

Q 5－1 調査命令が出される場合の流れを教えてください。

A 5－1 以下のような流れになります。調査が必要となった場合、調査が完了するまで工事に着工することはできませんので、余裕を持って提出してください。あらかじめ調査が必要となることが分かっている土地の場合は、事前にご相談いただき、法第4条第2項に基づく自主調査や、法第14条に基づく区域指定申請をご利用ください。



Q 5－2 調査命令が出される場合は、誰に対して出されますか？

A 5－2 土地の所有者等に対して発出されます。

【法第4条第3項】

Q 5－3 調査命令の対象となる土地の「所有者等」とは、誰をさしますか？

A 5－3 土地の所有者、管理者又は占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権原を有し調査実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は土地の所有者が該当します。なお、土地が共有物である場合は、共有者の全てが該当します。

Q 5－4 調査命令を受けた場合どのように調査する必要がありますか？

A 5－4 法で規定する指定調査機関に調査させて県に報告する必要があります。

Q 5－5 指定調査機関はどのように探せば良いですか？

A 5－5 環境省のホームページ (<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/>) で確認できます。

検索

土壤汚染対策法 指定調査機関

6 その他

Q 6－1 変更届出の制度はありますか？

A 6－1 ありません。掘削範囲が変更になった場合、再度届出が必要になる場合があります。計画や設計に変更が生じても届出範囲内に収まるように、土地の形質の変更の場所は広めに届け出てください（変更範囲が、既に届け出ている範囲に収まっている場合は、再度の届出は不要です）。

【環境省 QA 参照】